

## 市営住宅模様替等承認申請書

相模原市長 殿

市営 住宅・団地 棟 号

入居者 ( 名義人 ) 氏名

---

電話番号

---

市営住宅の模様替、増築 ( 物件の設置を含む。 ) についての承認を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 区 分	模様替	電気量	その他
申 請 内 容			
理 由			
工事着手年月日	平成 年 月 日	工事完了年月日	平成 年 月 日
添 付 資 料	平面図 原状回復に関する誓約書		

- ( 注意 )
- 1 団地等名称については、正式名称で記入してください。
  - 2 申請区分及び添付資料の欄は、該当する項目の 内にレ印を記入してください。
  - 3 模様替等に要する一切の費用は、申請者の負担です。
  - 4 市営住宅を明け渡す場合又は承認の取消しがあった場合は、直ちに申請者の負担で原状に回復し、又は撤去をしてください。

上記申請に基づき、次のとおり決定してよろしいか。				受 付 . .
課 長		担 当	合 議	起 案 . .
				決 裁 . .
				通 知 . .
決 定 区 分	承認する			公印使用承認 . .
	承認しない	理由		入力 (                      )

## 原状回復に関する誓約書

相模原市長殿

私は、今回市営住宅を 増改築・模様替え するにあたり、相模原市市営住宅条例を遵守するとともに、退去時には原状に復することを誓約します。

平成 年 月 日

市営 住宅・団地 棟 号  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 相模原市市営住宅条例

- 第 30 条 入居者は、公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項ただし書の承認をするに当たり、入居者が当該公営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。
- 3 第 1 項ただし書の承認を受けずに公営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
- 4 入居者が、前項の規定に違反し、本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。